平成２１年（フ）第７１１号
愛媛県松山市北久米町1100番地９　マインハウス202
債務者　西川　　香
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１４号
愛媛県伊予市下吾川410番地　４棟７号
債務者　岡田アツ子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１６号
愛媛県松山市清水町１丁目５番地18　大沢ビル302号
債務者　宮崎　理奈
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１８号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地１棟43号
債務者　田中芙美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７９号
高知市神田508番地10、申立時の住所高知市仁井田1520番地２
債務者　岡本　明哲
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６号
福岡県筑後市大字一条654番地５
債務者　丸山　正義
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県筑後市大字下北島1210番地44
債務者　桑原　功典
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１４号
岩手県北上市大通り４丁目４―13　カリーノヴィアーレ103、住民票上の住所岩手県北上市鳩岡崎３地割120番地８
債務者　及川恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２０号
岩手県花巻市南諏訪町24番地13　シティプラザ花巻Ｇ202号
債務者　栗村　健太
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１２３号
岩手県北上市鬼柳町都鳥137番地３　コーポ三田10号
債務者　糠森久美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１５６号
宮城県白石市東町１丁目５番24―108号
債務者　加藤圭一郎
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５７号
宮城県角田市角田字旭町24番地１　Ａ棟
債務者　平塚かおり（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４９号
茨城県取手市戸頭２丁目30番12号
債務者　大山　　一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０７７号
大阪市北区西天満６丁目９番16―702号
債務者　中出美穂子（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７０号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目３番Ｄ―３号
債務者　横田　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９６５号
大阪市西淀川区姫里１丁目21番７―202号
債務者　大城　昭人
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部